

## 海部医療圏における災害時の医療提供体制の検討状況について

### 1. 災害医療提供体制検討の経緯

東日本大震災では、医療チーム等の調整を行う組織の立ち上げに時間がかかり受け入れ体制が不十分であったこと、地域の医療ニーズ等の把握が十分でなく、病院や避難所への医療チームの派遣を調整する体制が不十分であったことなどの課題がみられた。

これらの課題を踏まえ、各都道府県知事あて平成 24 年 3 月の厚生労働省医政局長通知「災害時における医療体制の充実強化」の中で、災害時に保健所・市町村等の行政担当者と災害拠点病院、地域の医師会等医療関係者が情報交換をする場を設置する必要性が指摘された。南海トラフ巨大地震が想定される愛知県においても 2 次医療圏ごとの保健所に大規模災害時に「地域災害医療対策会議（仮称）」を設置すること及び平時より災害時に備えた検討を行っていくことについて、平成 24 年 8 月開催の「第 1 回海部医療圏保健医療福祉推進会議」において説明を行った。

今年度、県より大規模災害時の医療提供等に関する調整を担う場を「地域災害医療対策会議」とすること、また、平時の検討の場を「地域災害医療部会」とすることが示されたため、津島保健所地域災害医療部会を設置し、検討を進めている。

### 2. 地域災害医療対策会議（災害時）

#### （1）主な業務内容

- ◆地域の被災状況、医療機関の被災状況等の把握
- ◆被災状況を踏まえた医療機関、市町村（救護所）等の医療支援
- ◆県災害医療調整本部との情報共有及び医療支援要請、医療チームの配置調整等

#### （2）構成

議長（保健所長）、地域災害医療コーディネーター（災害拠点病院医師）、関係機関 等

### 3. 地域災害医療部会（平時）

#### （1）主な業務内容

- ◆地域災害医療対策会議が担う調整機能、運営体制等について協議
- ◆災害時の地域における医療支援調整について協議

#### （2）構成

地域災害医療対策会議の構成員により構成

地域災害医療コーディネーター（海南病院・津島市民病院医師）、あま市民病院医師  
地区医療関係団体（地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、県看護協会地区支部）  
市町村、消防機関、保健所 等

## 4. 地域災害医療部会における主な検討項目

主 な 検 討 項 目	H25	H26	H27
<b>【平時における情報の共有】</b> ■各医療機関の災害時対応可能な診療機能等の把握について ■後方支援医療機関の役割の整理について ■透析患者などの慢性疾患患者や医療が必要な要援護者の把握について		● ● ●	
<b>【急性期における対応】</b> ■関係機関の迅速な参集について ■必要な情報の集約・伝達体制について	● ●	● ●	
<b>【急性期から中長期における対応】</b> ■全国から参集する医療チーム等の配置調整体制について ■患者搬送のための移動手段、支援要請方法について ■負傷者、慢性疾患患者などの受入れ先の確保策について ■避難所等における医療ニーズを把握する体制について		● ● ● ●	● ● ● ●

## 5. 平成25年度の取り組み

## (1) 地域災害医療部会の開催状況等

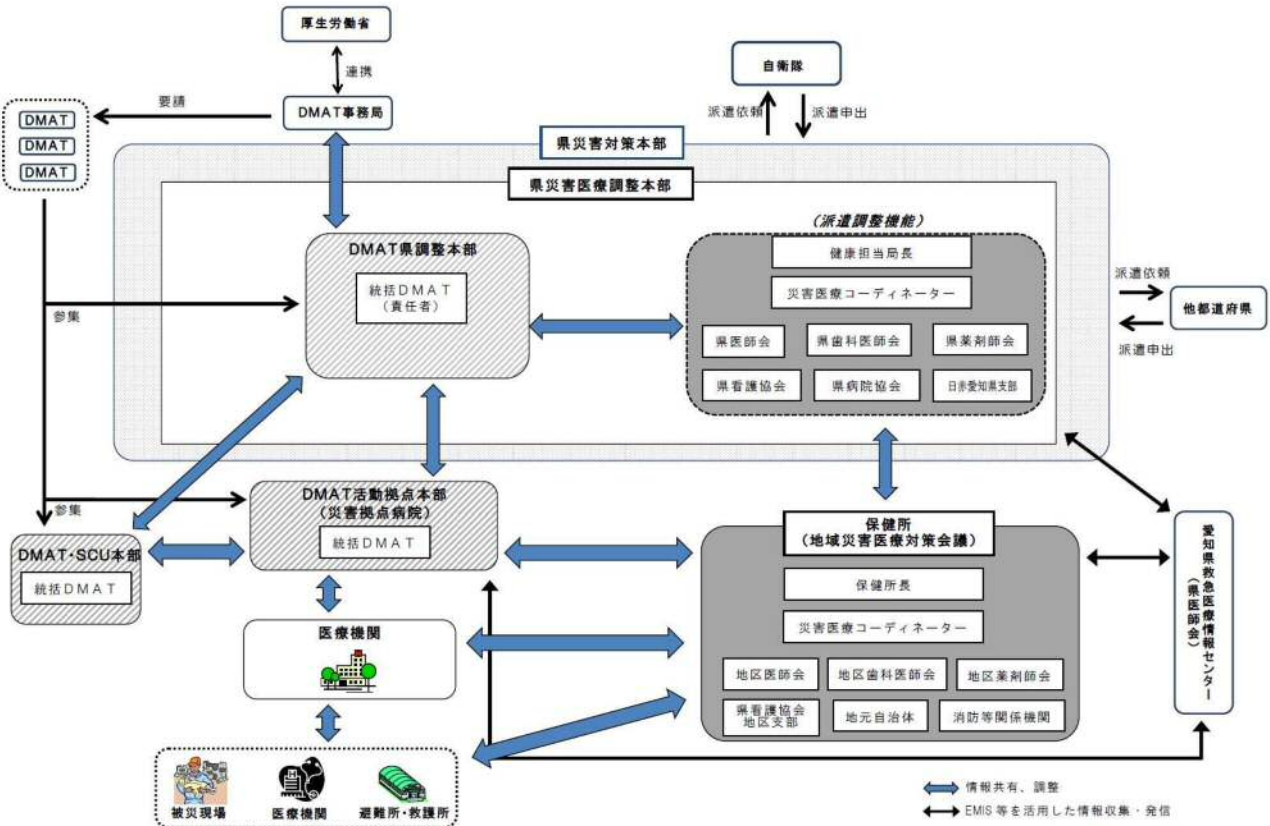
	開催月日	内 容
第1回	25年8月8日(木)	・津島保健所地域災害医療部会について ・地域災害医療対策会議立ち上げ訓練について <地域災害医療部会、地域災害医療対策会議の役割の検討>
訓 練	25年8月31日(土)	・地域災害医療対策会議立ち上げ訓練 <情報伝達訓練、情報収集・医療支援調整の図上訓練の実施>
第2回	25年10月31日(木)	・地域災害医療対策会議立ち上げ訓練の検証について ・地域災害医療部会における今後の検討課題について <大規模災害時における医療提供体制整備の検討>
第3回	26年2月27日(木)	・災害時医療提供体制整備の進捗状況について ・平成26年度津島保健所地域災害医療部会での検討事項について

## (2) 地域災害医療部会ワーキングの開催状況

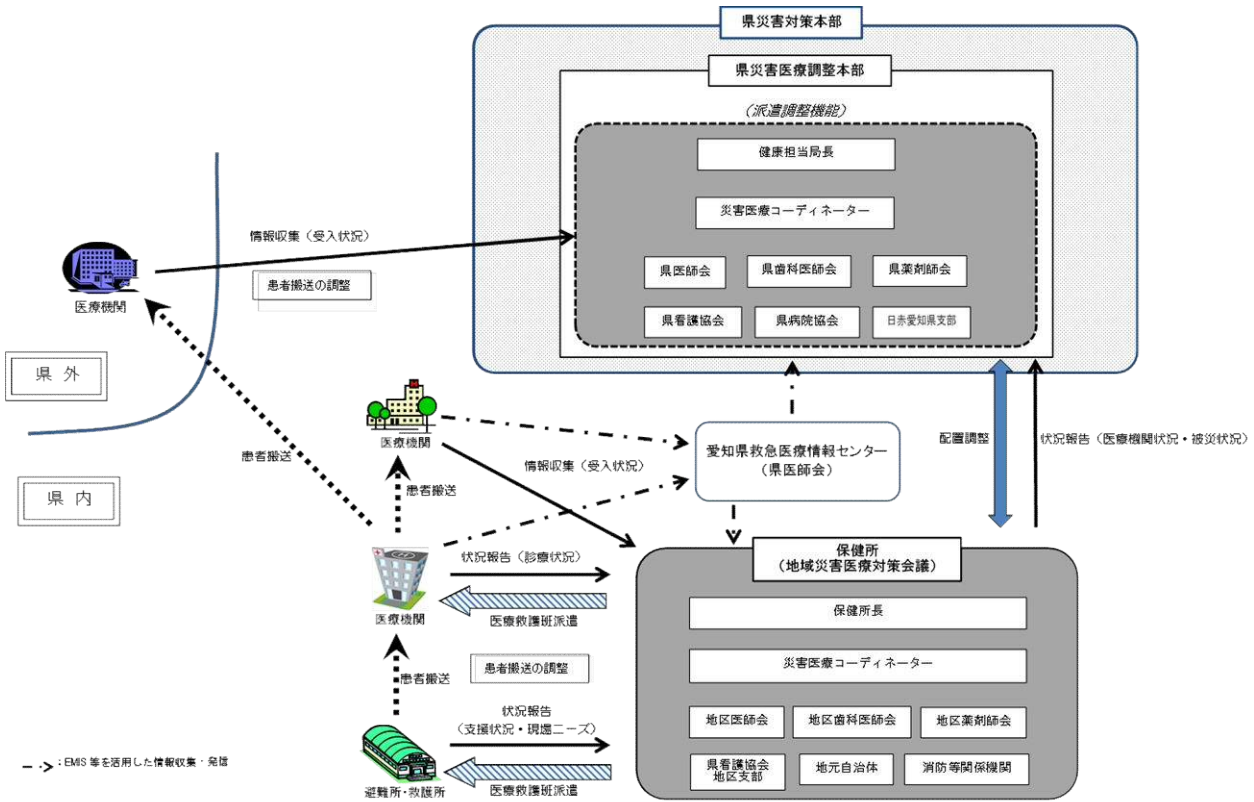
開催月日	内 容
25年11月28日(木)	・蟹江町における医療救護班等の体制整備について <医療救護所のインフラと必要な医薬品等の検討>
25年12月4日(水)	・津島市における医療救護班等の体制整備について <医療救護班の編成と参集の検討>
26年2月6日(木)	・愛西市における医療救護班等の体制整備について <医療救護班の編成と参集の検討>
26年2月26日(水)	・蟹江町における医療救護班等の体制整備について

災害医療提供体制体系図「愛知県地域医療計画（平成25年3月公示）より抜粋」

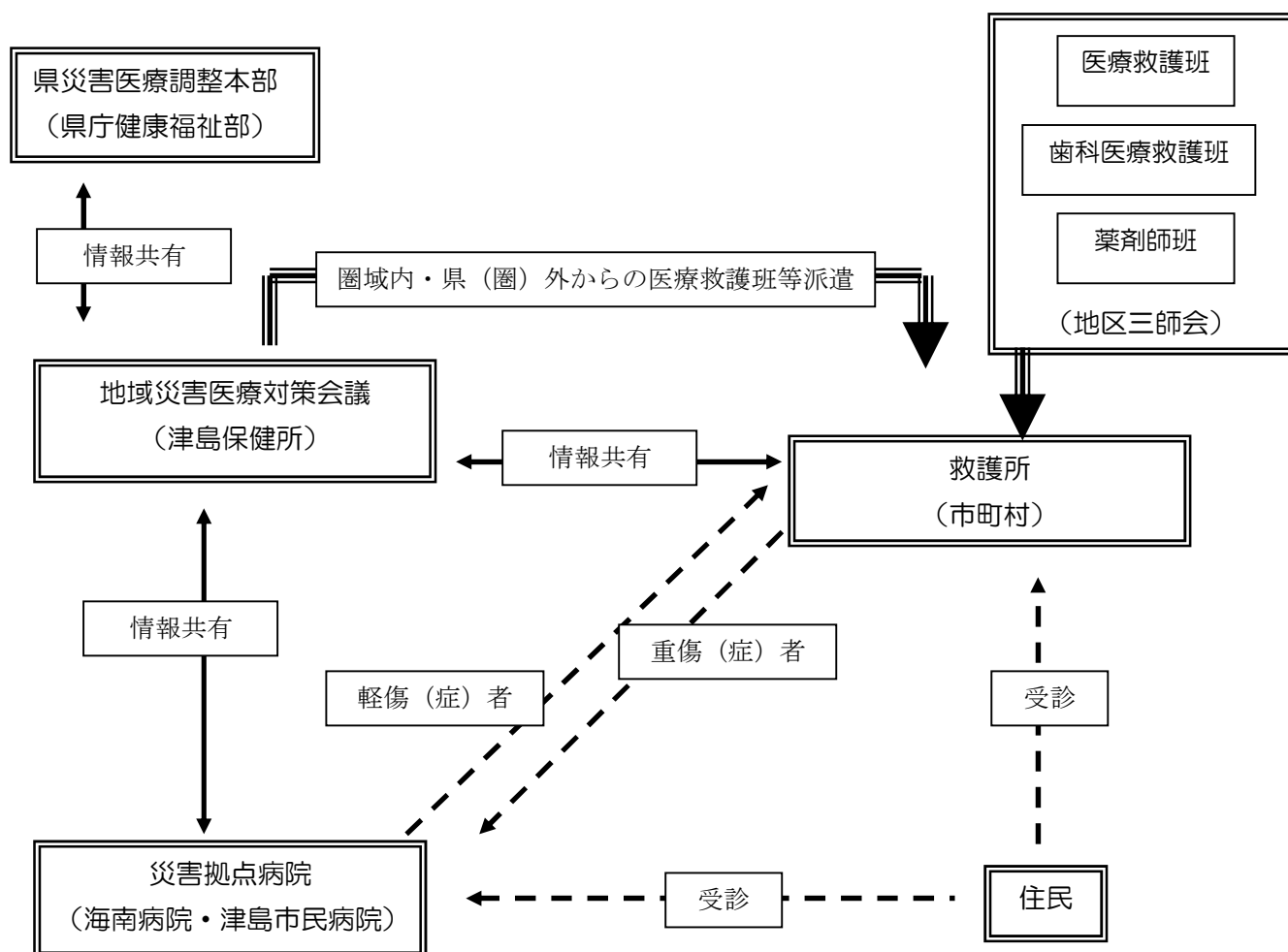
■ 急性期～亜急性期



■ 中長期



津島保健所が目指す大規模災害時における医療提供体制イメージ図（急性期）



<イメージ図の説明>

1. 三師会は、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班を派遣し、大規模災害時に市町村に設置される救護所において、医療救護、歯科医療救護、薬品の提供を行う。
2. 住民は救護所や災害拠点病院を受診するが、軽傷（症）者が災害拠点病院を受診した場合は地域の救護所を紹介し、救護所に対応できない重傷（症）者については、災害拠点病院へ搬送する。なお、住民には、平時より救護所の設置についての普及啓発を行う。
3. 地域の救護所が軽傷（症）者の対応をすることで、災害拠点病院の本来の機能である重傷（症）者への対応力を確保する。
4. 保健所（地域災害医療対策会議）は、地域の医療ニーズを把握するため、市町村が設置する救護所と連携を図る。地域での医療提供が不足すると判断された場合は、県災害医療調整本部に医療救護班の派遣を要請し、医療救護班の派遣調整を行う。